

第 I 編

基本原則について

第 1 条 ブラジル連邦共和国は、州、市郡および連邦区の解体不能の連合により構成される、民主的法治国家であり、下記のを基礎に置く：

- I - 主権；
- II - 公民権；
- III - 人間の尊厳；
- IV - 労働および創業の自由の社会的価値；
- V - 政治的多元性；

単項 すべての権力は人民に由来し、選挙された代表者を通じてまたは直接に、この憲法の規定に従い、これを行使する。

第 2 条 立法権、行政権および司法権は、それぞれ独立し、かつ調和を保つ連邦の権能とする。

第 3 条 下記のことをブラジル連邦共和国の基本目的とする：

- I - 自由、公正および連帯の社会を建設すること；
- II - 国家の発展を保障すること；
- III - 貧困および周辺化を根絶し、社会的および地域的不平等を縮小すること；

IV - 出自, 人種, 性別, 皮膚の色, 年齢に関する偏見および他のあらゆる形態の差別なしに, 全ての者の福祉を促進すること。

第4条 ブラジル連邦共和国は, 国際関係において, 下記の諸原則により規律される。

- I - 国家の独立 ;
- II - 人権の尊重 ;
- III - 民族の自決 ;
- IV - 内政不干渉 ;
- V - 国家の平等 ;
- VI - 平和の擁護 ;
- VII - 紛争の平和的解決 ;
- VIII - テロリズムおよび人種差別主義の排除 ;
- IX - 人類の進歩のための諸国民の協力 ;
- X - 政治亡命の許与。

単項 ブラジル連邦共和国は, ラテンアメリカ諸国の共同体の形成を目的として, 諸国民の経済的, 政治的, 社会的および文化的統合を追求する。